

1 歯科保健対策

【現状と課題】

小児期（乳幼児・学齢期）のう蝕の有病状況は年々改善しているものの、依然として全国平均に及ばず、地域格差も認められています。そのため、効果的なう蝕予防対策を実施する必要があります。

成人の歯周病については、平成28年の国の調査によると、4mm以上の歯周ポケットを持つ者の割合は、過去の調査結果に比べてほぼ全ての年代で増加しています。そのため、歯周病予防に有効な保健行動の1つである定期的な歯科受診を推進するための方策を講じる必要があります。

また、これまでは器質的障害である「歯の喪失」の防止を主体に歯科保健対策を進めてきましたが、今後は、機能的障害である「口腔機能の低下」防止の観点からも対策を進める必要があります。

さらに、8020運動をより一層推進し、個人が歯・口腔の健康づくりに取り組むとともに、地域、職場、学校、医療機関等を含めた社会全体としてその取組を支援していく必要があります。

要介護高齢者や障害児者については、施設入所、在宅を問わず、歯科健康診査及び歯科保健指導や口腔ケアが受けられるように、環境整備を図っていく必要があります。

【目標】

国では「歯科口腔保健の推進に関する法律」の基本理念として、乳幼児から高齢期までの生涯にわたって適切かつ効果的な歯科口腔保健の推進を行うこととしており、本県においても平成26年7月7日に制定された「青森県歯と口の健康づくり八〇二〇健康社会推進条例」を踏まえつつ、各ライフステージに応じた歯科疾患予防対策の実施や8020運動の更なる推進等により、すべての県民が歯と口の健康を維持し、豊かな食生活と良好なコミュニケーションなどにより、快適で質の高い生活が生涯にわたり送れることを目指します。

【施策の方向と主な施策】

(1) 小児期のう蝕予防対策

- ① 妊産婦や乳幼児に対するう蝕予防に関する歯科保健指導を徹底します。(県、市町村、関係機関・団体・施設(歯科医療機関、歯科医師会、歯科衛生士会、栄養士会、保育(所)園、幼稚園等))
- ② フッ化物歯面塗布及び定期健診受診の必要性を普及します。(県、市町村、関係機関・団体・施設(歯科医療機関、歯科医師会、歯科衛生士会、保育(所)園、幼稚園等))
- ③ 家庭、地域、学校等が連携し、食育と併せて発達段階に応じた口腔清掃方法等歯科健康教育の実施に努めます。(県、市町村、関係機関・団体・施設(歯科医療機関、歯科医師会、歯科衛生士会、栄養士会、学校保健会、学校等))

(2) 定期的な歯科健診の受診(歯周病予防対策)

歯科健診の受診は、歯周病予防に有効な歯科保健行動の1つであることから、県民が定期的に通診できるような環境の整備に努めます。併せて、歯周病予防の重要性に関して普及啓発や健康教育を行います。(県、市町村、関係機関・団体・施設(歯科医療機関、歯科医師会、歯科衛生士会、国保連、健保連、協会けんぽ、商工会議所、商工会、事業所等))

(3) 口腔機能の維持・向上

- ① 口腔機能の維持・向上は、健康寿命の延伸に貢献することから、一般成人を対象として咀嚼、

嚥下、口腔ケア等に関する健康教育の実施に努めます。(県、市町村、関係機関・団体・施設(歯科医療機関、歯科医師会、歯科衛生士会、国保連、健保連、協会けんぽ、商工会議所、商工会、事業所等))

- ② 高齢者の口腔機能の維持のため、介護予防事業における口腔機能向上プログラムの提供や、福祉関係者や老人クラブ等と連携した教育の実施に努めます。(県、市町村、関係機関・団体・施設(歯科医療機関、歯科医師会、歯科衛生士会、後期高齢者医療連合、県老連、社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設等)、関係者(ケアマネジャー、施設職員等))

(4) 要介護高齢者や障害児者の歯科保健対策

要介護高齢者や障害児者等が、施設入所、在宅を問わず、歯科健康診査及び歯科保健指導や口腔ケアが受けられるように、関係者の理解を深めていきます。(県、市町村、関係機関・団体・施設(歯科医療機関、歯科医師会、歯科衛生士会、後期高齢者医療連合、障害者団体、地域包括支援センター、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、障害者支援施設等)、関係者(ケアマネジャー、施設職員等))

(5) 8020 運動の更なる推進と個人の取り組みに対する社会の支援

これまで約 30 年間にわたり歯科口腔保健の目標として大きな成果を上げてきた「8020 運動」を引き続き推進し、個人における歯・口腔の健康づくりの取組を地域、職場、学校、医療機関等を含めた社会全体で支援します。平成 26 年度に設置された「青森県口腔保健支援センター」は、それら社会全体と連携し個人の取組を支援するとともに、(1)～(4)に掲げた施策の推進のための支援を行います。(県、市町村、県口腔保健支援センター、関係機関・団体(歯科医療機関、歯科医師会、歯科衛生士会、栄養士会等)、関係者(歯科医師、歯科衛生士、栄養士、養護教諭、保健主事、健康管理者等))

【数値目標】

	現状値 (H22)	目標値 (H34)
* 3 歳児でう蝕のない者の割合の増加	27 年度 71.2%	90%
* 3 歳児で過去 1 年間にフッ化物歯面塗布を受けたことのある者の割合の増加	28 年度 62.5%	65%
* 12 歳児で 1 人平均う歯数の減少	28 年度 1.31 本	1.0 本未満
* 過去 1 年間に歯科検診を受診した者の増加	14.1%	65%
* 80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の増加	22.0%	50%
* 60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有する者の増加	37.0%	70%
* 40 歳で喪失歯のない者の増加	40.9%	75%
* 40 歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	36.7%	25%

*平成 30 年度までに予定されている「健康あおり 21 (第二次)」の中間評価・改定を受けて、一部内容を変更する場合があります。

【用語説明】

< 8020 (ハチマル・ニイマル) 運動 >

20 本以上の自分の歯があれば、ほとんどの食べ物を噛み砕くことができ、おいしく食べられるといわれているため、80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とうということ。

1歳6ヶ月児のむし歯有病者率（単位：％）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
青森県	4.4	4.1	4.1	3.8	3.7	3.6	3.0	3.0	2.5	2.4
全 国	3.0	2.8	2.7	2.5	2.3	2.2	2.1	1.9	1.8	1.8

資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

3歳児のむし歯有病者率（単位：％）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
青森県	44.4	40.2	39.3	39.1	37.5	35.0	31.9	30.4	28.8	28.8
全 国	26.6	25.9	24.6	23.0	22.9	20.4	19.1	17.9	17.7	17.0

資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

小学生のう歯被患率（単位：％）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
青森県	76.9	76.8	74.3	72.9	70.9	69.8	67.8	65.6	63.7	62.0
全 国	67.0	65.5	63.8	61.8	59.6	57.2	55.8	54.1	52.5	50.8

資料：文部科学省「学校保健統計調査」

中学生のう歯被患率（単位：％）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
青森県	68.0	65.2	68.8	63.3	60.7	58.3	58.0	54.5	51.8	51.7
全 国	59.7	58.1	56.0	52.9	50.6	48.3	45.7	44.6	42.4	40.5

資料：文部科学省「学校保健統計調査」

高校生のう歯被患率（単位：％）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
青森県	75.8	72.2	71.0	74.0	70.0	68.5	65.6	62.7	60.7	61.2
全 国	69.9	68.5	65.5	62.2	60.0	58.5	57.6	55.1	53.1	52.5

資料：文部科学省「学校保健統計調査」

12歳児の1人当たりう歯数（単位：本）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
青森県	2.1	2.0	2.0	1.8	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.4
全 国	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9

資料：文部科学省「学校保健統計調査」

幼児のむし歯有病者率（地域別、平成27年度）（単位：％）

管轄保健所	青森市保健所	東地方保健所	弘前保健所	八戸保健所	五所川原保健所	上十三保健所	むつ保健所
3歳児	22.2	25.4	30.9	29.2	37.6	26.4	37.8
1歳6ヶ月児	1.6	1.1	1.9	2.5	3.6	3.1	5.0

資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

2 歯科医療体制

【現状と課題】

本県の歯科医療体制については、歯科診療所の実数は平成20年から減少しています。全国と比較すると、人口10万対の歯科診療所数は全国を下回っています。また、医療圏で比較すると、西北五地域及び下北地域が他4地域よりやや少ないことから、地域差の解消を図る必要があります。

夜間・休日における歯科診療については、在宅当番制が青森市・弘前市・八戸市で実施されていますが、受診できる時間帯は限られています。夜間・休日診療を行っている歯科診療所の割合は平日の夜間が22.3%、休日の日中が25.8%、休日の夜間が14.4%です。これらの医療機関に関する情報は「青森県医療情報ネットワーク」で得られますが、個別に診療時間の確認を行うと手間がかかるため、情報の提供方法を工夫する必要があります。

要介護高齢者の歯科診療については、24.8%の歯科診療所が自宅を訪問し、32.9%が施設を訪問していますが、さらに体制を強化する必要があります。

障害児者の歯科診療については、42%の歯科診療所が外来診療を行っていますが、自宅訪問は3.6%、施設訪問は5.5%ときわめて少ない現状であり、訪問診療を行う歯科診療所を増やす必要があります。

一般の歯科医療機関での対応が困難な障害児者に対する専門的かつ高度な歯科医療については、引き続き、病院歯科での受入確保に努める必要があります。

歯科診療所の年次推移（各年10月1日現在）

	青 森 県		全 国	
	実 数	人口10万対	実 数	人口10万対
平成11年	550	37.3	62,073	49.3
平成14年	571	38.9	65,073	51.1
平成17年	575	40.0	66,732	52.2
平成20年	570	40.9	67,779	53.1
平成23年	560	41.1	68,156	53.3
平成26年	555	42.0	68,592	54.0

資料：厚生労働省「医療施設調査」

二次保健医療圏別の歯科診療所数（平成26年）

二次保健医療圏	実数	人口10万対	(医療圏別人口)
津軽地域	140	47.6	294,164
八戸地域	133	40.8	325,856
青森地域	147	46.8	313,977
西北五地域	45	33.4	134,858
上十三地域	67	37.8	177,204
下北地域	23	30.3	75,804
全 県	555	42.0	1,321,863

資料：厚生労働省「医療施設調査」

夜間・休日診療を行う歯科診療所数（平成 29 年 2 月 1 日現在）

二次保健医療圏	平日（夜間）	休日（日中）	休日（夜間）
津軽地域	17	25	14
八戸地域	28	32	17
青森地域	29	37	19
西北五地域	12	11	7
上十三地域	23	22	13
下北地域	4	4	3
全 県	113	131	73

資料：青森県「平成 28 年度医療機能調査」

（参考）当番制による休日救急歯科診療の状況

地 域	診療時間
青森市	休日午前 9 時から 12 時
弘前市	休日午前 10 時から午後 4 時
八戸市	休日午前 9 時から 12 時

訪問及び障害児者診療を行う歯科診療所数（平成 29 年 2 月 1 日現在）

二次保健医療圏	訪問歯科診療		障害児者歯科診療		
	患者宅訪問	施設訪問	自医院	患者宅訪問	施設訪問
津軽地域	39	47	47	0	4
八戸地域	36	42	55	9	9
青森地域	30	25	56	4	7
西北五地域	6	17	19	2	2
上十三地域	29	33	29	3	6
下北地域	4	3	7	0	0
全 県	144	167	213	18	28

資料：青森県「平成 28 年度医療機能調査」

【目 標】

歯科医療機関の地域差の解消や夜間・休日における、また、要介護高齢者や障害児者に対する歯科診療体制の充実により、すべての県民が歯と口の健康を維持し、豊かな食生活と良好なコミュニケーションなどにより、快適で質の高い生活を生涯にわたり送れることを目指します。

【施策の方向と主な施策】

（１） 地域における歯科医療体制の整備

- ① 歯科医療機関の地域差の解消のため、関係者と情報を共有します。（県、市町村、関係機関・団体（歯科医療機関、歯科医師会）
- ② 関係者との連携により、休日及び夜間における歯科診療に関する的確な情報を住民に提供します。（県、市町村、関係機関・団体（歯科医療機関、歯科医師会）

（２） 要介護高齢者や障害児者に対する歯科医療の確保

- ① 関係者との連携により、要介護高齢者の施設や自宅を訪問する歯科診療所の増加を図るとともに、青森県歯科医師会の「在宅歯科医療連携室」の一層の周知と活用を図ります。（県、市町村、関係機関・団体（歯科医療機関、歯科医師会）

- ② 関係者との連携により、障害児者の施設や自宅を訪問する歯科診療所の増加を図るとともに、青森県歯科医師会の「障がい児者支援ネットワーク運営室」の一層の周知と活用を図ります。(県、市町村、関係機関・団体(歯科医療機関、歯科医師会))
- ③ 関係者との連携により、研修等を実施し、障害児者の歯科診療を行う歯科医師の専門技術の一層の向上を図ります。(県、関係機関・団体(歯科医療機関、歯科医師会))
- ④ 歯科医療機関での対応が困難な障害児者に対する専門的かつ高度な歯科医療について、病院歯科での受入確保に努めます。(県、市町村、関係機関(病院))

【達成目標】

- (1) 要介護高齢者の訪問診療を行う歯科診療所の増加を目指します。
平成29年2月現在：患者宅訪問144か所、施設訪問167か所
(平成28年度青森県医療機能調査)
- (2) 障害児者の訪問診療を行う歯科診療所の増加を目指します。
平成29年2月現在：患者宅訪問18か所、施設訪問28か所
(平成28年度青森県医療機能調査)